

資料中の用語解説

用語	用語の解説
<p>AI、IoT</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIはArtificial Intelligenceの略で、近年目覚ましい発展をみせている人工知能のことです。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができるシステムです。 ・ IoTはInternet of Things（モノのインターネット）の略で、電化製品・建物・自動車・医療機器等などのモノをインターネットに結び付け、情報交換や作動をさせる仕組みのことです。
<p>SDGs</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。 ・ 平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動等、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標のことです。
<p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、家屋の倒壊・流失をもたらすような激しい流れが発生するおそれがある区域です。
<p>基幹的公共交道路線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたりの運行本数が多い鉄道及びバス路線のことです。 ・ 「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」では、30本/日以上 の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上相当）と定義されています。
<p>グリーンインフラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境が持つ多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取り組みや考え方のことです。 ・ 例えば、市街地の未利用地を緑のある交流空間にしたり、住宅地内の農地を保水やヒートアイランド現象の緩和のために保全する等があります。
<p>高次都市機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の圏域を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る機能のことで、例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関等を指します。
<p>34条11号区域 （都市計画法第34条第11号の規定による区域）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築等が厳しく制限されている市街化調整区域のうち、住宅等の建築が可能となる区域です。 ・ 都市計画法の規定で、市街化区域と一体の日常生活圏と認められる箇所である必要があり、該当する区域を市の条例で定めています。 ・ なお、条例で定める上での区域の基準は以下の通りです。

用語	用語の解説
	<p style="text-align: center;">【参考：34条11号区域の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建築物の敷地がおおむね50メートル以内の間隔で存していること。 ◆主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。 ◆排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。 ◆区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、字界、筆界によること。 ◆熊谷市田園地区まちづくり条例第8条の規定により認定された田園地区まちづくり計画に係る土地の区域内であること。 ◆その他市長が定める基準に適合するもの
<p>34条12号区域 (都市計画法第34条第12号の規定による区域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等が厳しく制限されている市街化調整区域のうち、住宅等の建築が可能となる区域です。 ・都市計画法の規定で、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として条例に定めるものが許可されます。 <p style="text-align: center;">【参考：条例に定める開発行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆総合振興計画の土地利用構想に即した建築 ◆自己の居住の用に供する建築（自己又はその親族が線引き前から所有する土地などの条件あり） ◆20年以上居住する市街化調整区域の土地又はその近隣で、自己の業務の用に供する小規模な建築 ◆地域の集会施設 ◆線引き前に造成された住宅団地内の住宅 など
<p>シェアリングエコノミー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物・サービス・場所などを多くの人と共有して利用する社会的な仕組みのことで、例えば、自動車を共有するカーシェアリングや、自転車を共有するシェアサイクルなどが登場しています。
<p>市街化区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化していくべき区域として、都市計画法に基づき指定された区域のことです。

用語	用語の解説
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき指定された区域のことです。
市街地再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法で定める市街地開発事業の一つです。 ・木造建築物が密集しているなど災害の危険性がある市街地で、細分化された宅地の統合、不足している道路・公園などの公共施設を整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、総合的なまちづくりを行うものです。
準工業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法で定める用途地域の一つです。 ・住宅や商業施設と中小の工場が混在する地域で、商業地域では禁止されている工場の立地をある程度許容されている地域です。
浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です（国及び都道府県が指定）。
Society 5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの先進技術をあらゆる産業や社会に取り入れることで実現する新たな未来社会の姿です。 ・この未来社会では、すべての物・情報・人を一つにつなぎ、AI 等を活用することで量と質の全体最適を図られます。国や人種、年齢、性別を越えて必要な人に、必要なモノ・サービスが、必要なだけ届く快適な暮らしが実現します。
第一種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法で定める用途地域の一つです。 ・良好な住環境を保護するため高さの制限などがあり、店舗や事務所の建築が制限されている地域です。
田園地区まちづくり条例 田園地区まちづくり条例の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展や都市型ライフスタイルの広まりなどにより市街化調整区域の集落地の活性化が課題である中で、地区住民等が主体的に進めるまちづくりを支援するための条例です。 ・まちづくりの第一歩として、一定の区域内で住民や土地所有者等による協議会を設立し、田園地区まちづくり計画を作成・認定を受けると、その区域を都市計画法 34 条 11 号区域に指定することを市長に要請することができます。
土砂災害警戒区域 土砂災害化特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことです。 ・土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設のことです。

用語	用語の解説
土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法で定める市街地開発事業の一つです。 ・地権者から土地を一部供出してもらい、各々の敷地の形状を整えながら、道路や公園などの公共施設の整備などを行います。
農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興を図るべき地域として指定される「農業振興地域」内にあって特に農地の保全に努める区域のことです（都道府県知事が指定）。
M a a S	<ul style="list-style-type: none"> ・Mobility as a Serviceの略。 ・様々な移動手段（鉄道・バス・タクシー・自転車・自動車・カーシェアリング等）を、ITを用いて1つに統合したサービスのことです。 ・例えば、スマートフォンなどの端末を使い、目的地までの最適経路・利用する交通機関・料金等を簡単に知ることができ、予約や支払いまで一括して行うことができるサービスです。